

介護保険要介護認定等訪問調査嘱託職員業務取扱要領

1 趣旨

この要領は、介護保険要介護認定等訪問調査嘱託職員業務要綱（以下「要綱」という）に基づく訪問調査業務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 訪問調査

- (1) 訪問調査の際は事前に、申請者および家族等に訪問日時および目的について連絡をし、相手の都合と合わせた日時に訪問すること。その際、原則家族等の同席を求めること。
- (2) 訪問調査は、国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づいて調査を実施すること。
- (3) 訪問調査の際には、認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）、身分証明書、函館市要介護・要支援認定訪問調査調査員証を必ず携行すること。
また、「認定調査票記入の手引き」を携行し、必要に応じて関係書類等を持参すること。
- (4) 訪問調査を終えた際は、速やかに認定調査票に記入するとともにマークシートに記入すること。

3 服務

常に函館市の嘱託職員であることを自覚して、業務にあたること。

4 勤務時間

勤務時間は、別表に定める勤務時間表とする。

5 業務の報告

次に定める書類を所属長に提出・報告するとともに、必要に応じて指示・承認を受けること。

- (1) 外勤日報（別記第1号様式）

6 公用車の使用

- (1) 公用車使用の際は、公用車管理担当職員の指示に従うこと。
- (2) 公用車の運転に際しては、道路交通法その他の関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 公用車の使用後は、指定された所定の保管場所に返還し、運転日報に必要事項を記載して公用車管理担当職員に提出すること。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表

勤務時間表

1 勤務時間帯

A勤

- 1 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
- 2 1 1 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0
- 3 1 2 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0

B勤

- 1 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
- 2 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
- 3 1 5 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

2 休憩時間

A勤の場合勤務時間帯の中で1時間とする。

課長	主査	担当

外 勤 日 報

担当者氏名

印

外勤年月日	平成 年 月 日 ()				
訪問件数	件				
訪問先	1	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	2	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	3	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	4	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	5	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
不在件数	件				
連絡事項					

課長	主査	担当

外 勤 日 報

担当者氏名

印

外勤年月日	平成 年 月 日 ()				
訪問件数	件				
訪問先	1	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	2	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	3	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	4	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
	5	氏名			
		住所	函館市	町	丁目 番 号
		時間	午前・午後	時	分
不在件数	件				
連絡事項					